

「お茶粉末」を活用した料理コンテスト募集要項

○目的

松江には、気軽にお茶を嗜む「茶の湯文化」が育まれてきましたが、生活スタイルの変化からこのような習慣が減少しています。そこで、もっと「お茶」に親しんでもらおうと、昨年「不昧公200年祭」のイベントとして、「お茶粉末」を使った料理コンテストを開催し、応募作品を商品化した「ほうじ茶パン」は、その親しみやすさからヒット商品となりました。

今年も昨年に引き続き、「食べるお茶」をテーマに料理コンテストを開催し、「飲むお茶」に加え「食べるお茶」で、「お茶」の消費拡大を図ることを目的としています。

○主催

まつえ農水商工連携事業推進協議会（以下「協議会」という）

○募集テーマ

「気軽に楽しむことのできる食べるお茶」をテーマにお茶粉末を使ったオリジナルレシピ

○募集部門

【おかず・おつまみ部門】

【スイーツ部門】

※応募者には、協議会から原材料の「お茶粉末（抹茶・煎茶・ほうじ茶・柿の葉茶）」を提供します。

○賞と賞品

最優秀賞 賞状と賞品（5千円相当）

優秀賞 賞状と賞品（3千円相当）

特別賞 賞状と賞品（3千円相当）

※【個人の部】の優秀作品については、市内の事業者と商品化に向けてマッチングの場を提供します

【事業者の部】の作品を商品化する場合は、協議会が商品化の支援を行います

また、両部門とも商品化に至った場合、様々な場を活用して協議会もPRしていきます

○募集期間

平成30年7月9日（月）から8月31日（金）まで

○応募資格

【個人の部】…市内外の個人及び家族・学校などのグループ

【事業者の部】…市内外を問いません

※各部門とも参加費は無料。ただし、10月開催予定の審査会に出席できることを条件とします

○応募条件

- ・1部門につき1品を上限とします。2部門〈おかず・おつまみ部門とスイーツ部門〉の両方に応募できます
- ・応募者に協議会が配布するいずれかの「お茶粉末（抹茶・煎茶・ほうじ茶・柿の葉茶）」を使用してください（一部使用可）

- ・使用する材料、その使用量、作り方、盛り付け方を含めて、レシピから第三者が正しく表現できるものとします
- ・応募作品は、オリジナルで未発表のものに限ります
- ・受賞作品は、出品者の氏名とともに、松江市及び協議会ホームページ上に掲載します。また、その他のメディア上で公表、並びに松江市の発行する印刷物に掲載される場合がありますので、ご了承ください
- ・ご応募の際にお預かりする個人情報は、本コンテスト以外で利用しません
- ・審査会は実食しますので、完成品をご持参ください（4人分）。なお、会場での調理はできません

○応募方法

- ①申込用紙に必要事項を記載の上、下記まで提出ください（郵送・FAX・メール）
- ②協議会から材料（お茶粉末）と応募用紙を送付します
- ③応募用紙にレシピ等必要事項を記載し、料理写真（図でも可）を添付して提出ください（メール又は郵送）。
なお、申込書を協議会のホームページに添付していますので、メールで提出していただくことも可能です

○申込みから審査の流れ

【参加申込み】

所定の用紙により、下記まで提出ください（郵送・FAX・メール）

【材料と応募書類の送付】

協議会から材料（お茶粉末）と応募用紙を送付します

【応募書類の提出】

8月31日（金）までに応募用紙に必要事項を記載のうえ、下記まで提出ください（メール又は郵送）

【書類審査】

審査会出場者（30名程度）を選定し、出場の可否を応募者全員に連絡させていただきます

【審査会】

10月上旬を目途に審査会を行います。作品に込めたおもしろさを審査員にプレゼンさせていただきます

【審査結果・表彰式】

審査結果を集計し、審査会参加者全員に結果をお知らせします。最優秀賞・優秀賞・特別賞の受賞者は後日表彰式を行います

○審査基準

料理の独創性、美味しさ、彩り（見た目）、作りやすさで評価します

○注意事項

- ・万が一、条件に沿ってないことが判明した場合には、ご本人の承諾を得ることなく無効といたします
- ・応募作品に関して第三者との間にトラブル等が生じた場合、松江市及び協議会は一切の責任を負いかねます

○応募・問い合わせ先

まつえ農水商工連携事業推進協議会

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所商工企画課特産振興室内

電話：(0852)55-5978 fax：(0852)55-5553

E-mail：tokusan@city.matsue.lg.jp ホームページ：http://www.matsue-renkei.jp